第七条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を次のように改正する。

様式の㊞中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に、「文部科学大臣及び国土交通大臣」を「国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）」に改める。

第八条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を次のように改正する。

様式の㊞中「5」を「6」に、「6」を「7」に、「11」を「12」に、「第五項まで」を「第六項まで」に、「第二十六条の二第一項若しくは」を「第二十六条の二第一項」に、「第二項の規定」を「第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定」に改め、「第三十一条第一項」の下に「若しくは第四十三条の三の十八第一項」を加え、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「、発電用原子炉設置者」を、「第二十三条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項」の下に「、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の二十五第一項」を加え、「第六十八条第六項及び第十一項」を「第六十八条第七項及び第十二項」に、「第四項まで又は第十三項」を「第五項まで又は第十三項」に、「第六十八条第六項」に、「、第十三号の三から第十三号の七まで、第十四号」を「第六十八条第五項」に、「、第十四号」を「、第十三号の三から第十三号の七まで、第十四号」に改める。

（実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第九条　実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則

本則中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「主務省令」及び「国土交通省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条中「実用船用原子炉」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）」に改める。

第八条の二中「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

第十条第一号中「放射線しやへい材」を「放射線遮蔽材」に改める。

第十五条第一号中「放射線しやへい」を「放射線遮蔽」に改める。

第二十七条の二第一項の表第六号中「第二条第三号」を「第三条第三号」に改め、同表第十号中「第二条第二号」を「第三条第二号」に改め、同条第二項第十五号チ中「第二条第一号」を「第三条一号」に改める。

第三十二条の八第一項中「放射線しやへい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

別記様式第一中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則」に、「実用船用原子炉」を「原子炉」に改める。

別記様式第二中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則」に、「実用船用原子炉」を「原子炉」に改める。

別記様式第三中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「実用船用原子炉ごと」を「原子炉ごと」に改める。

別記様式第三中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則」を「船舶用原子炉の運転時間」を「実用船用原子炉ごと」を「原子炉ごと」に改める。

（核燃料物質等車両運搬規則の一部改正）

第十条　核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「主務大臣（法第五十九条第一項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）」を「原子力規制委員会」に改める。

第十六条の三中「第五十八条第一項」を「第五十七条の九」に改める。

第十七条の二第六項第八号中「第二条第一号」を「第三条第一号」に改め、同条第七項第一号及び第二号中「第二条第一号」を「第三条第一号」に改め、同項第三号中「第二条第三号」を「第三条第三号」に改める。

第十九条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正）

第十一条　放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和五十六年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「しやへい具」を「遮蔽具」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令の一部改正）

第十二条　次に掲げる省令の規定中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

一　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十六年運輸省令第二十三号）様式㊞

二　放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十号）別記様式㊞

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令の一部改正）

第十三条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令（平成十五年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「に規定する主務大臣」を「の規定により原子力規制委員会」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三に規定する国土交通大臣への報告に関する規則の一部改正）

第十五条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三に規定する国土交通大臣への報告に関する規則（平成十七年国土交通省令第百九号）の一部を次のように改正する。

「第五十八条第一項」を「第五十七条の九」に改める。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第十六条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百三条第二項を次のように改める。

2　危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全基準課及び船舶検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百十三条第六項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条（放射性同位元素等車両運搬規則第十八条第三項の改正規定に限る。）、第七条、第十一条及び第十二条の規定　原子力規制委員会設置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年四月一日）

二　第五条（核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第一項の改正規定に限る。）、第八条、第十条（核燃料物質等車両運搬規則第十六条の三の改正規定に限る。）及び第十五条の規定　原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日